

国総建第334号  
平成23年3月31日

(社)日本グラウト協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日国総建第317号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日国総建第317号）の一部を次のように改正する。

○ 別表を次のように改める。

別表

経営事項審査の項目各項目の数値等の算定方法

経営事項審査の審査項目		各項目の数値等の算定方法
X1	建設工事の種類別完成工事高	企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算し、算定する。 ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。なお、金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

X2	自己資本の額	<p>企業集団に属する全ての会社の自己資本の額を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本及び企業集団に属する子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、完成工事高に準ずる。</p>
	利払前税引前償却前利益の額	<p>企業集団に属する全ての会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。</p>
Y	経営状況	<p>企業集団に属する親会社の連結財務諸表により算定するが、連結財務諸表の各勘定科目の数値を認定することによって、経営状況の項目の数値を認定したものとみなす。</p> <p>なお、連結財務諸表原則に基づき連結財務諸表を作成する際の連結の範囲と、グループ経審における企業集団の範囲は必ずしも一致しないことに留意する。</p>
Z	技術職員数	<p>企業集団に属する全ての会社の建設業の種類別の技術職員の数を合算し、算定する。</p>
	建設工事の種類別元請完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均元請完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は完成工事高に準じる。</p>
W	労働福祉の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が加入又は導入している場合にのみ、加入又は導入しているものとして認める。</p>
	建設業の営業年数	<p>原則として、親会社の営業年数とする。</p>
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社の民事再生法又は会社更生法の適用の有無を、審査する。</p>
	防災協定締結の有無	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が締結している場合にのみ、締結しているものとして認める。</p>
	法令遵守の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社の法令遵守の状況を、審査する。</p>
	監査の受審状況	<p>原則として、親会社の監査の受審状況とする。</p>
	公認会計士等数	<p>企業集団に属する全ての会社の公認会計士等の数を合算し、算定する。</p>
	研究開発費	<p>企業集団に属する全ての会社の研究開発費の額を合算し、算定する。</p>
	建設機械の保有状況	<p>企業集団に属する全ての会社の建設機械の保有台数を合算し、算定する。</p>
	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が登録を受けている場合にのみ、登録しているものとして認める。</p>

○ 別紙2を次のように改める。

商号

代表者

様

## 企業集団及び企業集団についての数値等認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団としての数値等を、下記のとおり認定する。

## 記

## 1. 企業集団

商号	代表者	所在	許可番号	許可を受けている 建設業の種類	備考
A社	〇〇 △△	東京都千代田区	0000000	土・建・管	親会社
B社					
C社					
D社					

## 2. グループ経審を申請する建設業の種類

土木工事業

管工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査が申請される予定の建設業については、その旨を明記すること。

## 3. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

## ① 工事種類別年間平均完成工事高

土木一式工事

〇, 〇〇〇百万円

管工事

〇, 〇〇〇百万円

その他工事

〇, 〇〇〇百万円

合計

〇〇, 〇〇〇百万円

## ② 自己資本額

〇〇〇百万円

## ③ 利払前税引前償却前利益の額

〇〇〇百万円

## ④ 経営状況別紙連結財務諸表のとおり

## ⑤ 技術職員数

土木一式工事

1級監理受講者の数

〇〇人

1級技術者の数

〇〇人

基幹技能者の数

〇〇人

2級技術者の数

〇〇人

その他技術職員の数

〇〇人

管工事

1級監理受講者の数

〇〇人

- |   |                        |            |
|---|------------------------|------------|
|   | 1 級技術者の数               | 〇〇人        |
|   | 基幹技能者の数                | 〇〇人        |
|   | 2 級技術者の数               | 〇〇人        |
|   | その他技術職員の数              | 〇〇人        |
| ⑥ | 工事種類別年間平均元請完成工事高       |            |
|   | 土木一式工事                 | 〇, 〇〇〇百万円  |
|   | 管工事                    | 〇, 〇〇〇百万円  |
|   | その他工事                  | 〇, 〇〇〇百万円  |
|   | 合計                     | 〇〇, 〇〇〇百万円 |
| ⑦ | 労働福祉の状況                |            |
|   | 雇用保険加入の有無              |            |
|   | 健康保険及び厚生年金保険加入の有無      |            |
|   | 建設業退職金共済制度加入の有無        |            |
|   | 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 |            |
|   | 法定外労働災害補償制度加入の有無       |            |
| ⑧ | 建設業の営業継続の状況            |            |
|   | 営業年数                   | 〇〇年        |
|   | 民事再生法又は会社更生法の適用の有無     |            |
| ⑨ | 防災協定締結の有無              |            |
| ⑩ | 法令遵守の状況                |            |
|   | 営業停止処分の有無              |            |
|   | 指示処分の有無                |            |
| ⑪ | 監査の受審状況                |            |
| ⑫ | 公認会計士等の数               |            |
|   | 公認会計士等の数               | 〇〇人        |
|   | 2 級登録経理試験合格者の数         | 〇〇人        |
| ⑬ | 研究開発費の額                | 〇〇〇百万円     |
| ⑭ | 建設機械の所有及びリース台数         | 〇〇台        |
| ⑮ | 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況  |            |
|   | ISO 9001 の登録の有無        |            |
|   | ISO 14001 の登録の有無       |            |

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。